

監 査 報 告 書

平成27年5月25日

学校法人高野山学園
評 議 員 会 御中

学校法人高野山学園

監 事

所 映 良



監 事

吉田 明子



印

監 事

鈴 宮 正 徳



私たちは、学校法人高野山学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び消費収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年8月24日

学校法人 高野山学園
理事会 御中

公認会計士事務所

公認会計士

大野公認会計士事務所

公認会計士

大野伸幸

私たちは、文部省告示 第 117 号（平成 6 年 7 月 20 日）に基づく監査報告を行うため、学校法人高野山学園が平成 27 年度の高野山高校通信制課程増設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成 27 年 3 月 31 日現在の財産目録について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号）に従って財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財産目録に記載されたすべての重要な事項が事実に基づいていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号）に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財産目録の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、財産目録が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号）に準拠して、財産の状態をすべての重要な点において正しく示しているものと認める。

利害関係

学校法人与自然たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上